

空き家等の利活用促進に係る人材育成講習会企画運營業務委託仕様書

1 業務名

空き家等の利活用促進に係る人材育成講習会企画運營業務委託

2 業務期間

契約締結の日～平成30年3月16日まで

3 事業目的

本事業の目的は、地域おこしやまちづくりに関心のある人などが、地域の課題の一つである空き家等の問題を空き家等の利活用を通じて解決することにより、地域おこしやまちづくりを行っていく実践者へと育成することを目的としたものである。

4 業務内容等

以下の業務について、県と協議の上行うものとする。

(1) ターゲット(業務の対象者)

- ① 自ら空き家等の掘り起しから始め、それらを活用して起業、創業につなげていきたいと考えている方
- ② 地域で空き家等を取り扱っているが、地域おこしにつながるような空き家等の活用方法について悩まれている方
などを想定している。

(2) 業務内容

① 受講生の確保

受講生の募集取りまとめを行うとともに、次のとおり受講生の確保に向けた取り組みを行う。

ア 受講生は、30人程度を想定している。

イ 昨年度実施の空き家活用を通じたまちづくりの実践講座「リノベーションミーティング」の受講者に参加の働きかけを行なうこと、なお、受講者名簿等は県で用意し提供する。

ウ その他、講習会の全カリキュラムに参加可能でありかつ、事業目的に合致する意識の高い人材(ターゲット)の確保を県等と共に行うこと。

エ 本事業を受講生以外のターゲットに周知するための広報などを行うこと。

② 講習会の実施

講習会の実施に係る企画・運営事務をつぎのとおり実施する。

ア 事業目的を踏まえた人材育成のための内容とすること。

イ 受講者や講師等に対し本業務の主旨を明確に伝達すること。

ウ 講師等は、カリキュラムの実施、受講者のサポートも行えるよう複数名確保すること。

エ 受講者が講師等のサポートやアドバイスを受けられる機会を十分設けること。

オ 講師等は、空き家活用専門家チームのメンバーを県と協議の上活用することもできる。

カ 実施回数は3～5回程度、合計日数は6～10日程度を想定しているが、カリキュラムの内容により、これらを事前に県と協議した上で実施すること。

③ 講習会の内容をより実践的なものとするための取組

リノベーションによるまちづくりに関する人材育成講習会やリノベーションスクール等の企画・運営に実績のある個人や団体等をアドバイザーとして招へいた上で、次の取組を行うこと。

ア 実際の現場（県で選定したプロジェクトなど）を活用した、より実践的な人材育成となる講習会とすること。

イ カリキュラムについては、アの他に「起業」「創業」「エリアリノベーション」の視点からの内容も取り入れること。

(4) 受講生のつながり

県と受講生及び受講生どうしのつながりを継続するための仕組みを構築すること。

(5) 提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、契約締結の日から 14 日以内に次の必要書類を県に提出すること。

① 業務実施計画書(2部)

② 業務工程表(2部)※まとめて①に記載しても良い

(6) 業務実績報告

① 業務完了日までに業務実績報告書を提出すること。

② 提出部数は電子及び紙媒体とし、電子媒体については1部、紙媒体については2部提出すること。

③ なお、業務実績報告書は、本業務の実施状況が分かり、後日の業務の参考になるものとする。

(7) その他

① 受講生より講習参加料を徴するか否かは、県と協議を行なうこと。

② 受託者は、県と共に、事務局として本業務の実施の他、それに関わる講師の招聘、謝礼等の支払業務、受講生の確保や募集事務、会場の確保、本講習会に関わる資料等の作成、参加希望者への問い合わせ、受講生の支援、関係団体との調整などを行なうこと。

5 業務体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、統括責任者及び4(2)に定める業務内容の責任者を明らかにするとともに、統括責任者及び責任者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

6 留意事項

(1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは、第三者に帰属するものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(5) 受託者は委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 秘密の保持

① 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目

的に使用してはならない。

② 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解無く公表又は使用してはならない。

③ 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53条）を遵守しなければならない。

(8) 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に文書を持って協議し、承認を得なければならない。

(9) その他

① 特別の事情が生じた場合は、県と協議の上、委託条件等を変更できるものとする。

② 受託者は、業務実施にあたり、関係法令を順守し、常に適切なる管理を行わなければならない。